

平成18事務年度における 法人税の課税事績

国税庁はこのほど、平成18事務年度における課税事績についてのまとめを公表しました。黒字申告割合等について気になるところですので今回は、この事績内容をチェックしてみます。

1. 法人數の状況

平成18事務年度末（平19.6.30）現在の法人数は3百万5千法人であり、前年度末と比較して、2万8千法人（0.9%）増加しています。

2. 法人税の申告状況

黒字申告割合は32.4%で前年度比0.5%の増加となりました。これを黒字申告1件当たりの所得金額でみると6,254万円となり前年度比10.5%と大きく増加しました。

一方、申告欠損金額は16兆4,949億円でこちらの事績は前年度に比べ6兆2,205億円（27.4%）減少となりました。これを赤字申告1件当たり

でみると862万円で、前年度比27.2%と大きく減少しました。

法人全体の申告所得金額は、57兆828億円で前年度に比べ6兆6,853億円（13.3%）増加しました。

また、平成18事務年度における申告税額は14兆4,578億円で、前年度に比較して1兆8,609億円（14.8%）の増加となりました。

3. 法人税の実地調査の状況

- 実地調査を行った法人のうち何らかの非違があったものは10万8千件で、その申告漏れ所得金額は1兆7,247億円で、前年度に比べて593億円（3.6%）増加しました。

- 不正発見割合の高い業種（小分類）のベスト3は、前年と同様に「バー・クラブ」「パチンコ」「廃棄物処理」の順となっており、第4位に前年9位の「職別土木建築工事」が入っているのが、特徴的です。

- 不正申告1件当たりの不正脱漏所得金額第1位の業種は「貿易」の7,920万円で、2位の「電子機器製造」の約2倍となっています。

ナマの税務相談室

Q 先生、父の株式を売却するのに税金のこと

とがよく理解できなくて、

○○亭の経理課長のご紹介

で参りました三上一郎です。

A 三上さん、始めてお目にかかりますが、お父上三上太郎氏とよく似ていますね。

Q 先生は父をご存知ですか？

A 私は30年ほど○○亭の顧問税理士をしていますが、三上料理長とは一、二度お会いしています。處で、三上料理長の株式を専務に売られるとか。

Q ハイ、実は父太郎の株式のことで父の葬儀に際し、専務が先代未亡人と参列され、父上の株式を是非お売りいただくわけには、と。

A 一郎さんは、技術屋さんで、II社々員であるとか。

Q 父は、○○亭の料理長で辞めたが、60歳まで○○亭にご厄介に。父の株式の券面

創立株主であった 父の株を

をみたことがありますか、

○○亭創立株主1,000株50

万円と…、先代に創立料理

長ゆえ株主にと懇望された

と…。

A 1,000株をいくらでお売りに。50万円が元値です。

Q 専務は社内規定の上限350万円でと、私は技術者で一介の勤め人。父の永年勤務先の専務に購入いただけるなら喜んで…。ただ、会社の経理課長に譲渡所得がかかるといわれ、気になり…。

A 三上さん、○○亭株式売却の税金は所得税が15%で45万円、住民税が5%で15万円です。結果非上場の売買は税金が20%かかります。上場株は10%です。

Q 判りました。 $(350\text{万円} - 50\text{万円}) \times 20\%$ ですね。50万円は元値ですから控除できる。私は同僚から株を売れば10%と聞いたが、○○亭は上場株ではないということですね。

ナマの税務相談室